

山武市市章使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市の市章（平成18年山武市告示第234号。以下「市章」という。）を市民及び団体等が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱いの原則)

第2条 市章は、本市を象徴するものであり、その意義を失わないよう、適正かつ慎重に取り扱わなければならない。

(対象)

第3条 市章を使用できるものは、市民及び市内で広くその活動が認められる団体（以下「市民等」という。）とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第4条 市章の使用料は、無料とする。

(使用の申請)

第5条 市章を使用しようとする市民等（以下「申請者」という。）は、市章使用承認申請書（別記第1号様式）に、必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 市又は教育委員会が共催する行事に使用するとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による申請について、必要があると認めるときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用を承認するときは、市章使用承認決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認をする場合は、条件を付すことができる。

3 市長は、使用を承認しないときは、市章使用不承認決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 市は、市章の使用に係る経費の負担及び事故に対する責任を一切負わないものとする。

(使用の不承認)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用を承認しないものとする。

- (1) 市を表象する必要がないとき。
- (2) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 営利、政治活動、宗教活動又は売名を目的としているとき。
- (4) 自己の商標又は意匠として使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 市の事業と混同するおそれがあるとき。
- (6) 山武市暴力団排除条例（平成24年山武市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定するものが使用するとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でない認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 山武市市章デザインマニュアルに基づき、正しく使用すること。

(使用期間)

第9条 市章の使用承認の期間は、使用を承認した日から当該使用を承認した日の属する年度の末日までを限度とする。

2 市長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、承認通知書に記載して通知する。

3 第1項に規定する期間の満了後において、引き続き市章を使用しようとするときは、当該期間の満了日までに改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用内容の変更申請)

第10条 第6条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた市章の使用内容を変更しようとするときは、市章使用内容変更申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を得るものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用内容の変更を承認する場合には、市章使用内容変更承認決定通知書（別記第5号様式）により通知をし、不承認する場合には、市章使用内容変更不承認決定通知書（別記第6号様式）により、通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者への承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき又は違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたとき。
- (3) 第8条の規定による使用上の遵守事項を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、使用承認を取り消したときは、市章使用承認取消通知書（別記第7号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による取消しにより生じた損失等について、市長は一切の責任を負わないものとする。

(責任の制限)

第12条 使用者は、市章の使用に起因する問題が生じたときには、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、市長は、損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者は、市章の使用に起因する問題により、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別 記

第1号様式（第5条関係）

市章使用承認申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）
氏名（団体名称）
（代表者職氏名）

山武市の市章を使用したいので、下記のとおり申請します。なお、使用にあたっては、山武市市章使用取扱要綱を遵守いたします。

記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
4 使用場所等	
5 備考	

<担当者連絡先>

担当者部署・職氏名
電話番号（Fax 番号）
電子メールアドレス

<添付書類>

- (1) 企画書等（レイアウト、設計図等、使用方法がわかるもの）
- (2) 使用対象物の見本（写真でも可）等
- (3) 申請者の概要がわかる書面（パンフレット等）
- (4) その他市長が必要とする書類等

様

山武市長



市章使用承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、市章の使用について、下記のとおり承認します。
記

1 使用目的	
2 使用方法	
3 使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
4 使用場所等	
5 条件等	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

- (1) 使用の承認を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 山武市市章デザインマニュアルに基づき、正しく使用すること。

第 年 月 日
第 年 月 日 号

様

山武市長



市章使用不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、市章の使用については、下記の理由により不承認とします。

記

1 不承認の要件	山武市市章使用取扱要綱第7条第 号に該当。
2 不承認の理由	

市章使用内容変更申請書

年 月 日

（宛先）山武市長

住所（所在地）

氏名（団体名称）

（代表者職氏名）

年 月 日付けで承認を受けた内容について変更したいので、下記のとおり申請
します。

記

1 変更内容	
2 変更理由	

第 年 月 日 号

様

山武市長



市章使用内容変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、市章の使用内容の変更については、下記のとおり承認します。

記

1 変更内容	
2 条件等	

※以下の遵守事項を守って使用すること。

（遵守事項）

- (1) 使用の承認を得た内容についてのみ使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 山武市市章デザインマニュアルに基づき、正しく使用すること。

第 年 月 日 号

様

山武市長



市章使用内容変更不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、市章の使用内容の変更については、下記の理由により不承認とします。

記

1 不承認の要件	山武市市章使用取扱要綱第7条第 号に該当。
2 不承認の理由	

第7号様式（第11条関係）

市章使用承認取消決定通知書

第 年 月 日 号

様

山武市長



年 月 日付け 第 号で承認した市章の使用について、下記のとおり使用承認を取り消します。

記

1 取消しの要件	山武市市章使用取扱要綱第11条第1項第 号に該当。
2 取消しの理由	